

### 第3章 資格要件について

競争入札参加資格の登録を希望する場合は、各自治体固有の規程に定める資格要件を満たしているか等について、当該自治体の長が実施する審査を受けなければなりません。

本章では、このうち共同受付実施自治体に共通の資格要件について説明します。

#### 1 申請者の資格（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理 共通）

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、共同受付実施自治体の競争入札に参加させないこととされた者

過去において、共同受付実施自治体の入札参加資格の規程等に定める抹消要件に該当し資格者名簿から抹消された者で、入札参加を希望する自治体の規程等で定められた期間を経過していない者

法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を完納していない者

**虚偽の申請を行った場合は、各自治体の規程等に基づき登録が抹消になることがあります。**

#### 【参考】

<地方自治法施行令第167条の4>

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 2 「建設工事」に関する申請者の資格

申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること  
代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

建設業の許可、経営事項審査についての問合せ先

- ・埼玉県内のみ事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話：048-830-5176

審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

- ・2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 電話：048-601-3151

経営事項審査について

「建設工事」の入札参加資格申請では、申請日現在において有効な経営事項審査の総合評定値の通知を受けていることが資格要件のひとつとなっています。

申請日現在で経営事項審査の再審査を受けている場合は、再審査後の総合評定値通知のみ有効となります。

申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。

社会保険等の加入について

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

- ア **全ての**社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合

「社会保険等に加入している」とします。

- イ **いずれかの**社会保険等の加入状況が「無」となっている場合

「社会保険等に未加入」とします。

ただし、15ページ記載の(ア)健康保険、(イ)厚生年金保険、(ウ)雇用保険の加入確認資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

## 受注希望工事に関する申請者の資格

次のアからエまでに掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

### ア 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等(1)	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

#### 1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

埼玉県内にのみ営業所がある場合

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話: 048-830-8435

加須市・久喜市・日高市・吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合  
窓口が市町になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。

2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合  
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話: 048-600-0388(代)

2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合  
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話: 03-3501-1742

### イ 管工事業 (既に登録があり、令和5年4月1日以降届出内容に変更が無い場合は提出不要)

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	【新たに浄化槽工事を申請する者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」 (「表面」と「裏面」)(2) 【既に登録があり、令和5年4月1日以降届出内容に変更がある者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(2)	埼玉県知事

#### 2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話: 048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

### ウ 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、A I第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種、又はA I・DD総合種、総合通信)」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種、又はA I・DD総合種、総合通信)」の資格者証	

令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会

<https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

## エ 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

## 3 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

以下の書類を提出してください。

### 測量業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（1）	国土交通大臣 （地方整備局長）	申請する事業所で登録が必要

- 1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

### 建築士事務所登録（建築関連コンサルタント）

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（2）	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所で登録が必要（3）

- 2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。
- 3 さいたま市、戸田市、三郷市、戸田ポートルース企業団は申請する事業所で建築士事務所登録がない場合、「建築意匠」だけでなく建築関連コンサルタント業務の全てを申請することができません。

### 地質調査業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

### 補償コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

### 建設コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

#### 不動産鑑定業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要

#### 計量証明事業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの (長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等	登録が必要

#### 土地家屋調査士登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)(4)	日本土地家屋調査士連合会	登録が必要(5)

4 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

5 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

土地家屋調査士事務所

土地家屋調査士法人

社団法人 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 4 「土木施設維持管理」に関する申請者の資格

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

埼玉西部消防組合は、埼玉県電子入札共同システムで土木施設維持管理の受付を実施しておりません。

社会保険等の加入について

土木施設維持管理を申請できる者は次のとおりです。

ア 「社会保険等に加入している者」

イ 「法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」

**適用除外となっている事業者は、埼玉県入札審査課まで連絡してください。**

**別途、提出資料をお渡しします。**

社会保険等の加入状況に係る確認方法

ア 建設工事も申請している場合

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評価値通知書の写し」の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認します。

(ア) 全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合

「社会保険等に加入している」とします。

(イ) いずれかの社会保険等の加入状況が「無」となっている場合

「社会保険等に未加入」とします。

ただし、上記ア(イ)に該当する者であっても、次のイに掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

イ 建設工事を申請しない場合

以下の(ア)から(ウ)に掲げる資料で「社会保険等の加入」を確認します。

(ア) 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（欄外参照）

年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

上記(ア)、(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので、1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

b 「適用通知書」の写し

(ウ) 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は 領収書の写し

上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

a 「雇用保険加入済確認願」の原本

b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の(ア)から(ウ)の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

健康保険、厚生年金保険

年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

雇用保険

ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

又は の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

上記の猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問合せください。